

奈良県商業活性化協働事業審査委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十五号

奈良県商業活性化協働事業審査委員会規則を廃止する規則

奈良県商業活性化協働事業審査委員会規則（平成二十六年三月奈良県規則第九十号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。